

災害支援連絡会議設置要綱

(目的)

第1 宮城県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）と宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）における災害時相互支援協定（以下「協定」という。）第9条の規定により設置する災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）について次の必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2 連絡会議は、災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 職員の派遣に関する事項
- (2) 職員の派遣期間に関する事項
- (3) 支援活動に従事する職員の人材養成及び確保に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(定数及び構成等)

第3 定数及び構成等は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会議を構成する委員の定数は13人程度とする。
- (2) 連絡会議は、別表に掲げる宮城県地域圏別社協広域ブロック（以下「広域ブロック」という。）の社協から選出された職員で構成する。また、会議には必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 広域ブロックでは、人口規模や既存の連絡組織等に応じて、複数の委員を選出することができるものとする。

(委員の選任及び任期等)

第4 委員の選任、任期及び委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 委員の選任に当たっては、地域圏ごとの連絡組織や地域内協定等を十分に配慮して選出し、県社協会長が委嘱するものとする。
- (2) 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(委員の役割)

第5 委員及び所属社協は、災害が発生し、通信の途絶により被災状況の情報が入手できない場合は、できる範囲でその被災状況などについて自ら情報を収集し、情報の提供に努めるものとする。

(会議)

第6 連絡会議は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会議は、県社協会長が招集する。
- (2) 連絡会議には、議長及び副議長を置く。
- (3) 議長及び副議長は、委員の互選により選出する。
- (4) 会議の進行は、議長が行う。
- (5) 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(6) 大規模災害発生時に県社協会長より招集があった際は、委員は可能な範囲で参集し、支援体制について協議する。

(経費)

第7 連絡会議の運営に要する経費については、県社協が負担する。

(庶務)

第8 連絡会議の庶務は、県社協地域福祉部地域福祉課において処理する。

(要綱の変更)

第9 この要綱の変更については、連絡会議において協議し県社協会長が別に定める。

(その他)

第10 この要綱の定めのない事項については、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、協定が締結された日から適用する。

別表) 宮城県地域圏別社協広域ブロック区分表

地域圏名	広域ブロック名	社協名	人数
仙台市	仙台	仙台市	1人
気仙沼・本吉圏	気仙沼市・本吉	気仙沼市, 南三陸町	1人
石巻圏	石巻	石巻市, 東松島市, 女川町	1人
登米圏	登米	登米市	1人
栗原圏	栗原	栗原市	1人
大崎圏	大崎・加美・遠田	大崎市 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	2人
仙台都市圏	塩竈・宮城	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町	1人
	黒川	大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村	1人
	名取・岩沼・亘理	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町	1人
仙南圏	白石・角田・刈田・柴田・伊具	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	2人
県圏	宮城県	宮城県	1人
計			13人

(外部関係機関) 宮城県保健福祉部社会福祉課 他
(事務局) 宮城県社会福祉協議会